

目黒栄樹市長 努力はするんですけど、でも、あなたが言うような手順とは違いますよと、私はお答えをしているんです。それは改革というのはそういうものですよ。皆さんの法にのっとって公平に、公正にやっぱりまず一步を踏み出してみると。そして不都合なところがあれば、それは少しずつ修正しながらも前に進むということをしなければ、全然進まないということになりませんか、私はそう思っていますから、お答えをしていっているわけです。

大沼 久委員長 高橋孝夫委員。

高橋孝夫委員に申し上げます。

11番 高橋孝夫委員 もう終わります。公正、公平に、言葉では確かにいいことです。しかし、この進め方は公平、公正ではありません。このことを申し上げておきたいと思います。

あと、商工観光課長、大変すみません。通告をしておりましたが、この課題については、9月の決算委員会にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。終わります。

大沼 久委員長 次に、順位3番、議席番号15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 私は自治体におけるアウトソーシングについて質問を行いたいと思います。

初めに、市長にお尋ねをいたします。国の行政改革の一環として、昨年6月、地方自治法を改正して、公立図書館や公民館などの公の施設の管理を館長業務を含めた全面的な民間委託が、民間の株式会社にも委託できるようにしたわけですが、このことについて、市長はどのような見解をお持ちですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 基本的にはやっぱり民間でできることはなるべく民間でやっていただくと。責任も含めてなのか、業務なのか、共同調理場等についてはやっぱり業務でしたけれどもね。あるいはそういうことは、今後必要なものだと

思っております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 私はこの株式会社というのは、株主の利益配当を主要な目的として設立されたものだというふうに思うんですが、こうした会社に市民の税金でつくられた施設の管理をゆだねたり、あるいは自治体から支払われる委託費や住民の皆さんからいただく利用料金などから利益を上げる機会を市として提供するというのを、そういうことを意味すると思うんですが、こういうことについてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 株式会社の利益を上げられる、社会的にね。その納めていただく税金で相当程度賄っているんじゃないですか、この社会というのは。そういうことをしっかり見て、株式会社が悪だなんていうふうに思ったら、この豊かな日本は、あるいはその豊かな世界はとてとても維持できないわけでありまして、やっぱりそういうものも民間でできることはなるべく民間でして、どうしても行政でというところは、この行政にやっていくと。そして皆さんからいただいた税金を有効に使うというふうな方法が私は正しいと思っています。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 私は株式会社が悪だなんということを一切言っていないんですよ。株式会社はそういうふうな目的として、そもそも設立されたんだというふうなことで、しかし、この住民の皆さんからいただく、この利用料金は、あるいはこの市の経費、これが利益を上げる機会を提供するということはどうかというふうなことを言っているの、しかも、あらゆる会社にこれが適用するのでなくて、どういうふうな形でこの契約が成り立つかでありますけれども、一部の会社にそういうふうなことになるというふうなことの矛盾をお聞きしているのでありま

す。

公民館や児童館、あるいは福祉センターなどは、この地方自治法の244条では、住民の福祉を増進する目的で、住民の利用に供するために設立された公の施設というふうな位置づけられたものであります、公の施設。そして、これらの施設の管理は、住民に責任を負う自治体が直接行うべきものであるために、委託する場合も公共団体や、あるいは農協とか生協とか、あるいはまた自治会などといった公共的団体というふうな委託先が限定されていたものなんです。それが平成3年になって自治体と企業が出資する第三セクターにも委託できるように改正された。その際にも、自治体の出資比率が2分の1以上などの条件が課されておるわけでありまして、ところが、昨年の地方自治法の改正によって、委託先についての条件がなくなったのであります。そして、これまでは認められていなかった、先ほど申し上げた株式会社も自治体の公共施設の管理事業を行えるというふうなことになったわけでありまして。

先ほども前の議員が設問しておりましたが、もし会社の経営が破綻すれば、サービスが途絶され、あるいは新たな住民負担の危険も生じるというふうなこと、あるいはまたそこで働く方たちのいろんな義務規定なども直接には会社従業員には及ばないばかりか、施設利用者の個人情報までも保護されるのかどうか、こういうことなども問題となる場合だってあるわけです。だから、この公の施設がこういうふうなことで運営していくんだというふうな規定しているんですね。これについて、もう一度市長の答弁、お願いいたします。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 この社会はやっぱり株式会社の皆さんも納税をされて、納税者が主体の、やっぱり民間が主役の社会であります。そうしなければいけないと私は思っています。そういうふ

うにするのが発展していく、この社会なのだと。チャンスは平等で、なるべくやっぱり官の介入は必要最小限にとどめるというふうにした方が私はいいと思いますし、指定管理者制度というのは、これは時代の趨勢で、それは行政改革の内にもなし、十分に理解できる制度だと思いません。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 その論理だと、これまでのこの地方自治省の244条でいう公の施設というのはどういうことになるんですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 例えば志木市なんかは総合サービスといったかな、窓口業務だけはやっぱりおやりになって、それも株式会社という名称であったと思いますね。業務委託等もあると思いますよ。いろんな面で、これからこの指定管理者制度も、一般質問の大道寺議員のご指摘のように、検討をしていかなければいけない。ちゃんと精査をしていかなきゃいけないと、大道寺議員からのご提言もありましたし、私もそうだと思いますが、しかし、やっぱり積極的にとらえていくということでは、私は時代の流れだと思います。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 話を進めてまいりたいと思います。

それで、次に、公民館の問題についてお聞きをいたしたいと。公民館は貸し会場施設かというふうに書いてありますが、中央公民館長にお尋ねをいたします。

中央公民館では、昨年公民館運営にかかわって、文部科学大臣表彰を受賞されたわけですが、受賞する理由となった主な特色ある事業というのはどんな内容だったものか、お聞きをいたします。

大沼 久委員長 寺島吉昭中央公民館長。

寺島吉昭中央公民館長 藤原委員の質問にお答

えしたいというふうに思います。

今ご質問ありました昨年の10月23日でございますけれども、全国の61館とともに、長井市の中央公民館が優良公民館として文部科学大臣から表彰を受けております。その中身につきましては、情報誌を通じまして、住民のニーズを織り込んだ幼児教育、または家庭教育についてわかりやすく住民の方にお知らせをしてきたというふうな事業が主な点であります。特に昭和55年から24年間の長きにわたりまして、年間5回ペースですけれども、「お茶の間交信」という先ほど申し上げました情報誌を発行してきたところでございます。この中身につきましては、ご承知かとは思いますが、幼児を持つ父母の方に対しまして、保育士や、または医師、または幼稚園の先生方から、子育てについての情報誌を発行しながら、家庭教育、幼児教育について、積極的に対応してきたというふうなことが特に認められたというふうなことでの受賞であったようです。

以上でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 つまりその地区の催しや行事などでは、各地区公民館の自主性や、あるいは独自性を生かすが、生涯学習にかかわる分野では、筋の通った指導を公設民営方式の公民館の中に貫き通している、このような評価が高く買われたのではないかとこのように私は考えております。公民館は、いわゆる単なる貸し会場施設ではないと。長井市の公民館運営管理の実態ではそうはなっていないというふうに声を大きくして言えるのではないかとこのように思うんですが、館長、どのようにお考えですか。

大沼 久委員長 寺島吉昭中央公民館長。

寺島吉昭中央公民館長 ただいまの件についてお答え申し上げます。

藤原議員もご承知のことかと思っておりますけれども、公民館につきましては、住民の多様な学習

機会や集会の場として、地域住民の生涯学習に対する総合的にこたえる社会教育施設であるというふうに思っております。また、地域文化や生涯スポーツの振興についても、日常的に取り組む生涯学習施設として担っておるものでございます。

また、当市の公民館における事業の内容が年々充実するとともに、利用者が増加しております。ここ数年、それぞれの公民館の利用者数を見ますと、1地区公民館当たり1万人を超える状況というふうなことでございます。このことは地域の実態に即した必要課題、地域課題、生活課題や、また地域文化振興事業、生涯スポーツ振興事業などの推進に積極的に取り組んできたものだというふうに思っております。

特に長井市においては、他町村から先駆けて、昭和63年ですけれども、各地区公民館の運営について、地域の特性と主体性を図るために、公民館活動を活性化させようというようなことで、公民館の事業を地区内に組織する地区公民館運営協議会に委託して、公民館事業を推進しております。

このようなことから、公民館は貸し会場施設であってはならないというふうに思いますし、生涯学習社会の対応として、重要な生涯学習施設であると認識しております。

以上です。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 先日、致芳地区公民館に参りまして、その公民館でお話をお聞きして、平成15年度の事業報告をいただいてまいりました。驚いたことに、あそこには非常勤の館長と、それから社会教育主事をしておられる主事さんと、もう1人の主事さんと3人で、常時2人でやっているわけですが、その公民館のわけですが、例えばこの生涯学習事業では、今、中央公民館長から話が出たような、少年教室や青少年

教室あるいは成人教室、母親教室、婦人教室、高齢者学級と、まさに生涯を貫く事業をやり抜いております。

また、文化振興事業ということでは、総合文化祭、夏祭り、民族文化伝承の継承活動、また公民館の中にミニギャラリーを開設する。さらに、体育、レクリエーション事業としては、地区の運動会、青壮年ソフトボール大会やバレーボール大会、軽スポーツ教室の開催、そして住民への啓蒙活動として公民館報を年数回発行したり、地区の将来を考える新春座談会の企画など、この地域のこの課題と密着した公民館の果たすべき生涯学習活動がかなりの専門性を必要とする筋の通った指導を貫く中で、やはりこなしておられるというふうに評価できるものではないかと思うのであります。しかも、地域住民の理解と協力なしには、こういったさまざまな事業は実現し得ない企画立案であろうと思われるのであります。

+ 中央公民館長にお尋ねいたしますが、こうした事業の企画運営に当たる職員の構成であります。担当のこの市職員の数、長井市の全体の公民館におられる市職員の数、事務管理公社職員の職員数、また、それぞれの館長の位置づけなどについて、お尋ねをいたします。

さらに、社会教育の専門職というべき、社会教育主事を取得されている、その資格を取得されておられる方はそのうち何人おられるのか、その点、お尋ねをいたします。

大沼 久委員長 寺島吉昭中央公民館長。

寺島吉昭中央公民館長 お答えいたします。

長井市には、今中央公民館を初め6地区公民館があるわけでございますけれども、職員につきましては、中央公民館に市職員が2名おります。もう1人が、身分は事務管理公社職員でありますけれども、主事、社会教育主事の資格を持っている主事が1名おります。それ以外の6地区公民館におかれましては、主事が2名、館

長が1名おられます。その中で、社会教育主事の資格を持っている方については、3名配置されております。館長の身分につきましては、非常勤特別職というようなことで、教育委員会の方で任命をさせていただいておるところでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 主事が2名ずつ6館におられると。この事務管理公社の主事、2名というのはどういうことですか。

大沼 久委員長 寺島吉昭中央公民館長。

寺島吉昭中央公民館長 各地区公民館に2名ずつ主事を配置しております。その中で、社会教育主事の資格を持っている方については3名おられるということでありまして。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 はい、わかりました。社会教育主事の資格を持っておられる事務管理公社職員が3名おられると。ほかに事務管理公社の職員で中央公民館の1名が、社会教育主事を取得されておられると。つまり合計4名の方が社会教育主事を取得されておられるということですよね。

大沼 久委員長 寺島吉昭中央公民館長。

寺島吉昭中央公民館長 はい、そのとおりでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 この社会教育主事の資格はどのようにして取得されるのですか。

大沼 久委員長 寺島吉昭中央公民館長。

寺島吉昭中央公民館長 社会教育主事の資格につきましては、毎年2カ月間になりますけれども、事前研修と本格的な講習がありまして、開催につきましては文部省になるわけですが、主に東北大学の夏休み期間の校舎を活用して、社会教育主事講習を行って、文部科学大臣の方から任命をいただくというふうな形でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 この職員の研修についてもしっかりした研修を行って、その結果、先ほど申し上げたような事業展開がなされているのだというふうな感じがいたしますが、ところで、この地元地区民からは、こうした公民館活動に対する評価はおおむねどのようなものか、お聞きいたします。

大沼 久委員長 寺島吉昭中央公民館長。

寺島吉昭中央公民館長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、長井市の公民館運営につきましては、施行としましては、昭和58年ごろから、地元の地区公民館運営協議会の方に委託をして事業運営をやっておるところでございます。大部分の主事については、地元採用というふうなことでございまして、地区民からの信頼は厚く、事業推進にもいろいろと協力もいただきながらやっておられるということで、私は見ておるところでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 地元採用の方がほとんど主事をやっておられるというふうなことから、地元の地域課題、この発掘あるいはこれに対する取り組みもまた違ったものになっておるのだらうというふうな感じがいたします。

次に、この図書館の業務について、図書館長にお尋ねいたします。

小島館長はことしの4月に図書館長に就任されたばかりなわけでありましたが、図書館の窓口業務であるカウンターに立って、本の貸出業務を行われたか、その感想について、行われたとすれば、お聞きをいたします。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 お答えいたします。

私も職員と同様のローテーション勤務で週1回程度カウンター業務に携わっておりますが、貸出、返却、それからパソコンの処理等については容易に覚えることができるんですが、図書

館用語でレファレンス業務、レファレンスサービス、利用者の方々が例えば長井市の地域の郷土史について調べたいとかというふうなこととか、そういった調査相談業務については非常に奥が深くて、なかなか経験を要する仕事だなどというふうに感じたところでございます。率直な感想でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 最近、全国各地でコスト削減と称して、図書館の窓口業務の民間委託の導入がなされているところがふえておるといふふう聞いております。東京の区や、あるいは全国の市と、民間企業による請負契約に従ってやっているところは、請負契約に従って図書館の窓口業務をアルバイトの委託スタッフが行うというふうなところが多いと聞いております。その際、ただ、正規の職員が委託スタッフに指示をしたり、あるいは研修したりしますと、職業安定法に抵触して違法行為となるわけであり

ます。そこで、館長にお聞きをいたしますが、窓口業務は本の貸出だけではなくて、今話がありましたような利用者の要望を把握して希望の本とか話題の本を選んだり、あるいは本の配置などに反映させる要の仕事ではないかと、こう思うんです。つまり市の職員と自宅のアルバイト職員間の業務連絡なしには、到底この図書館の窓口業務の運営は成り立たない。しかし、それ自体が請負契約では法令違反となると。こうした問題点を抱え込むことになると思うんですが、どうなんでしょうか。この点について、図書館協議会などで、どのような討論がなされておられるのか、お聞きをいたします。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 お答えいたします。

議員ご指摘のように、カウンター業務は単に本の貸出、そういったものだけではございませんで、レファレンス業務、それから新規登録、

+

そしてまた本の予約、それから読んでみたい本のリクエストの受付、あるいはコピーサービス、いろんな業務がございます。その中で一番やはり奥が深いというふうに申し上げましたのは、レファレンス業務、調査相談に応ずること、例えば小学生の夏休みの自由研究に対するアドバイスとか、そういったものについては、非常に知識経験を有するというふうに思って認識しております。

その図書館協議会でどういうふうな点が話題になったのかというふうなことでございますが、こういった問題については話題になりませんでした。民間委託については、ちょっと今回は話題にならなかった。そのかわり開館時間の延長、時間延長、それが今回の図書館協議会で最大の話題になったというふうなことでございます。

議員ご質問の委託の問題でございますが、県内のほかの図書館の実態を見ますと、民間委託しているところは、例えば尾花沢市では、ふるさと振興公社というふうな会社に窓口業務ほか、本当に図書館の経理や館長業務等の中枢的な業務以外は一切委託しておるとこのようになります。

それから小国町でも部分的に小国白い森株式会社の方に一部業務、カウンター業務等委託しているという例があるようでございます。

確かに議員ご指摘のように、労基法の規定がありまして、難しい点があるかと思いますが、例えば東根駅に併設された図書館では、嘱託職員が全員、若い職員ですね、司書の資格を持っておりまして、時間も夜の7時半までサービスしているというふうなことがございますので、これから調査研究していく費用があるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 館長から話が出ておりますように、図書館にはレファレンスという大

切な仕事があるわけでありまして。図書館の専門職と言われる司書の方が主にその役割を担っておるわけでありまして、例えば隣の家の敷地とのトラブルについてなどの判例集はどこにあるのだとか、あるいはまた介護保険施設にはどういうものがあるのかとか、あるいはこういうふうな資料が見たいんだというふうな希望や要望にこたえる仕事をしておるわけでありまして。

これから学生たちが夏休みに入るわけですが、長井市の歴史あるいは文化財、そういった質問がたくさんあると思うんですが、職員はパソコンで館内にある本を検索したり、あるいはデータベース、過去の新聞記事、年間など素人ではなかなか行き着かないところからも情報を集めるなどの仕事もやってくると、そういったことから利用者からも大変喜ばれておるようであります。そのため、図書館の専門誌を見ますと、図書館づくりはまちづくりだというふうにも言われております。まちの発展のために予算をどんなところに使うのか、あるいは行政のあり方まで踏み込んで図書館を位置づける必要があると、こう述べておられる方もおりますが、レファレンス業務と、この司書の役割について、図書館長にお尋ねをいたします。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 お答えいたします。

まず、制度的な規定でございますが、図書館法第4条第1項に、図書館に置かれる専門職員を司書及び司書と称するという規定がございます。また、同法13条第1項に、公立図書館には当該図書館を設置する教育委員会が必要と認める専門的職員を置くというふうに規定されております。

また、同法18条の規定により、文部省の基準、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準において、館長となる者は司書のある資格の有する者が望ましい。また、図書館には専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員

を確保するものとするというふうにされております。

このように、図書館法及び文部科学省の基準によれば、専門的職員、すなわち司書のことでございますが、司書は必置、必ず置かなければならないというふうな規定ではないんですが、置くのが望ましいというふうな規定になっているようにございます。

そして、ただ、本市にあっては、図書館条例第3条で、図書館に館長、専門的職員及びその他必要な職員を置くというふうに規定されておりますので、本市においては、司書は、専門的職員は必置になっておるというふうに理解しております。

制度的には以上のとおりでございますが、議員おっしゃるように、多様な利用者のニーズに対応して、図書館というものは、これから地域の情報拠点として、利用者の方のライフステージに応じた学習の機会を提供していかなければならないというふうに思っておるところでございます。

例えばブックスタッフと呼ばれる幼児への絵本の読み聞かせ、あるいは先ほども申し上げましたような、小学生の総合学習のアドバイス、夏休みの宿題、課題、研究、助言等、それから大活字本など、お年寄りの読書に対するサービスというさまざまな場面で、司書の果たす役割は大きいというふうに認識しております。

また、先ほど議員ご指摘のように、レファレンス業務も専門性が高くて、司書がその任に当たるのが望ましいというふうに考えております。

そのほかにも購入する図書の選定、それからその分類、または廃棄する図書の決定、さらに郷土資料や地方行政資料の選定、分類、保管なども専門的な知識を有する司書が望ましいのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 図書館の果たす役割は非常に大きいと思うんですが、その長井の図書館の蔵書冊数は、いただいた資料によりますと、合計で約7万8,000冊ぐらいなんですね。これは川西町には、まだ独特の井上ひさし図書館がありますが、これは10万冊をはるかに超えるわけですが、この7万8,000冊というのは、人口規模でいえば、どういうふうになるんですか。普通ですか、少ないんですか。多いわけではないでしょうか、どうですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 申しわけございません。資料を持ち合わせておりませんので、わかりませんとお答えするしかございません。申しわけございません。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 これは圧倒的に少ないと思うんですね、ほかの状況を見ましても。やっぱり図書館は本の建物ですから、本が圧倒的に多いというところに大きな魅力があると思うんです。特に最近は、親と子のブックサービスの部屋が非常に人気の的になって、例えば天童市はまちなかに図書館がありますね。あるいは最近は南陽市でも頑張っておられるようでありますが、やはり図書館づくりはまちづくりというふうなことは、そういうところからもきているのではないかと、これはぜひ図書館の充実を期待するところであります。

教育長に、次にこの社会教育施設における指定管理者制度の導入について、お尋ねをいたします。

社会教育法第23条1項では、公民館を営利事業目的に使用することを明確に禁じております。文部科学省も社会教育施設における指定管理者制度の導入について、一般法である地方自治法よりも個別法、この場合は社会教育法であるわけですが、この規定を優先させることを明確に

+

しておるようであります。つまり、この現行では、仮に営利企業が指定管理者になったとしても、そこで、営利事業を行うことはできないということでありますが、しかし、この社会教育施設を、社会教育法上の位置づけから公民館施設を外すというふうなことになりますと、これは公民館の社会教育施設としての役割を後退させ、そして貸し館か、あるいは有料化へと道を開いていくのではないかというふうに関係者からも危惧されておりますが、この点、教育委員会として、この指定管理者制度について、現在どのような検討が加えられておるのか、お聞きをいたします。

大沼 久委員長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 お答え申し上げます。

結論から申し上げますと、指定管理者制度について、具体的にまだ教育委員会の方で検討している段階ではございません。委員ご指摘のように、地方自治法の改正で、社会教育施設と委託できるというふうになりましたけれども、指定管理者制度の導入ができるというふうになりましたけれども、個別法ですね、社会教育法とか、図書館法とか、博物館法、そちらの方では、館長は必ず置くということと、教育委員会が任命するという、そういう縛りがございます。現段階での総務省とか、あるいは文部科学省の見解は、地方自治法では導入できるようになったけれども、個別法で縛りがある場合には、現段階では個別法を優先させるという、そういう見解を出しておりますので、もう少し国の動きなんかを見ながら対応していきたいと、そんなふうに思っているところです。

地域再生法みたいな形で、一括法というような形で、その整合性をとれていないところを処理したいという考えもあったようなので、今国会の動きなんかも見ておりましたけれども、具体的にそこまで法制化するというふうに進んでいなかったようでありますので、もう少し状況、

動きを見ていきたいというふうに思っております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 そうすると、つまり個別法を優先させるというふうなことで、館長については教育委員会の任命と、今までのような形でいっても差し支えないんだと。同時に、公民館施設、これを社会教育法上の位置づけから外すという、そういう議論などはあるんですか。あるというふうにも聞いているんですが。

大沼 久委員長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 教育委員会としては、そういったことを話題にまだしておりませんし、国なんかの動きの中でそういう話が出ているということも承知しておりません。

先ほど申し上げましたように、個別法の縛りがございますので、館長を含めての包括的な委託、あるいは全面的な委託は現段階ではちょっと難しいと。部分的な委託は可能だと思いますけれども、現段階では全面的な館長も含めた包括的な委託は難しい状況にあるかと思えます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 ありがとうございます。

次に、協働と市民参加について、総務課長にお尋ねをいたします。

第4次長井市総合計画では、市民との協働によるまちづくりが求められております。その一方で、市が市民との協働、住民参加という名で、公的責任を投げ出すために、NPOを予算の受け皿に利用しようとするのではないかというふうに考えられるような動きなども出ているのではないかという感じがちらちらとあるんですね。

そこで、このNPOの活動ですが、NPOは、長井市では高齢者への給食や、あるいは送迎サービスなどに見られるように、これまで行政の手が届かなかった事業をやっておられたり、あるいは企業も営利活動の対象にしにくいもの、



こういう活動に積極的にやっておられるような感じがします。それを生活に密着した個人的な関心事、要求から出発して、社会性や公共性を持つ、非営利の助け合い活動や事業として、市民が自主的、自発的に取り組んでおられる活動がNPOではないかと、こう思うんです。こうしたNPOを公的サービス切り捨ての受け皿として利用するなどは、まさに本末転倒でありまして、そうではなくて、NPOの自主的な活動の発展を促進するための支援こそ自治体は強化すべきだというふうに考えるものであります。このことについて、総務課長の見解をお聞きいたします。

大沼 久委員長 佐藤 仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 確かにNPOは藤原委員がおっしゃるような、特定非営利活動法人というふうに言われますので、そのとおりかと思いますが、ただ、先ほど来、図書館の話が出ておりましたので、例えば私が思っているところを申し上げさせていただきたいと思うんですが、図書館等につきましても、例えばなんですが、本の好きな方々が、図書の司書も持っていますよというふうな民間の方々がいらっしゃったとします。そういった方々がグループ、何名か、おいでになりまして、何とか市の方の仕事もお手伝いしたいもんだと。図書館の、私もそのレファレンスですか、そういった片仮名は余り好きじゃないものですから、よくわからなかったんですが、今話を聞いていて何となくわかりました。そういったこと等も含めて、私たちだったらできるんじゃないかと。これでNPO法人化をして、図書館業務の、すべて指定管理者制度に基づく受託じゃなくして、その一部を何とか私たちが担当してみたいもんだと、例えばそういった方々がおられても、私はおかしくないだろうというふうには思っているところでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 それは非常に結構じゃないでしょうかね。NPOでそういった方が、こういう方はやっぱり単に本が好きだなんていう単純なものじゃないですね。ましてや司書の資格を持っておられるとすれば、これは図書全般に対して大変な指揮権を持ったり、あるいはまたいろんなところで蔵書の活動をしたり、さまざまな仕事をしておられる。そして、このみずからの時間や経費を、お金をそのためにつぎ込むというふうなことをいとわない、そういう方々がこのNPOに集まっておられる方だと思うんです。つまり、この図書館に対して、非常に情熱を持って何とかしようという方だと思うんです。そういう方が図書館のお手伝いをするということは、やっぱりまさに求めたいものだというふうに思うんです。そうではなくて、単に経費が安いからと、安くつくからということで、この図書館のカウンター業務、本の貸付、こういうふうなこの仕事に市の方でお願いしているというふうなことが全国的にも随分あるんですね。私はそう簡単なものでないと、NPOは。みずからがそこにつぎ込んで仕事をするわけでありまして、そんなものじゃないと。やはりNPOのこの自主的な活動の発展を促進する、これが自治体の役割でもあろうというふうな感じがいたします。

そこで、この協働と市民参加についてはどういうふうになるんですか。今ので答弁あれで終わりなんですか。

大沼 久委員長 佐藤 仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 委員長、このままにさせていただいてよろしいとすれば、続けさせていただきませんが、行政が経費の節減のためにNPO法人であるとか、民間の方々に委託をする、単にそういった考え方だけじゃなくして、限られた財源をいかに有効に使わせていただくかと、そういった観点から、別に市の職員でなくても、これはお願いできるものは、積極的に民間の

+

方々、市民の方々に、これ一緒にやってくださいというようなことをお願いしてもいいんじゃないかというふうには私は考えているところでございます。

そういった機会があれば、市民の皆様方も、行政、別の議員の方々に、サポーター制度とか、パートナー制度とかというふうにご提案いただいている議員さんもいらっしゃいますけれども、例えばそういった形でも行政の方に参加してみたいもんだというふうな方がいらっしゃったとするならば、どういった形にできるかはまた別としましても、例えば臨時職員、今現在も臨時職員の制度はあります。臨時職員であるとか、もしくは個人あるいは数人での委託、相手方からすれば受託業務であるとか、そういった形でも、その行政の方に携わっていただくといいですか、参画をしていただいて、一緒にやっていただけたら、それにこしたことはないというふうには私自身は思っているところでございます。

+

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 最後に、市長にお尋ねいたしますが、何度も言うようですが、私もこの長井市の地域公民館のこの活動の状況を資料からつぶさに見て非常にこう、あるいはまた今公民館長が説明なされた話をお聞きして、地域に本当に密着した、そしてまた、地域課題に取り組み、地域の住民の方々に喜ばれている、そういうこの公民館活動、これを展開していることに対して敬意を表したいと。あるいはまた図書館についても、女性職員を中心にして夏休みなんか、あるいは夏休み以外にも子供と本の関係で、非常に献身的な働きをしておられるというふうな、そういったこの施設運営をされていると、こういう実情をお聞きするにつき、民間の会社やNPOというふうなことの単純に言って、単にこの施設のかぎのあけ閉めや、施設の管理だけをゆだねるというような地域づくり戦

略も持たないままに、単に金銭的な理由で委託するというような、そういう志の低いやり方はやめて、これまでの活動に見られるような、住民に支えられている公民館や図書館として維持し、発展されていくというふうなことについて、市長はどのようにお考えか、お聞きをいたします。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お答えします。

公民館は62年度からこの地区公民館運営協議会に委託をして、公民館事業を推進してきたと。住民主導方式、あるいは長井方式というのでやってきたと、頑張っているという評価はそのとおりだと私も思います。さて、その前は、豊田でいうと、民間の方と3人ぐらいいたな。主事が1人で、常勤の方と、副主事というのが2人おられて、館長のほかに。館長と4人ぐらい、豊田の場合はいたような気がしますし、伊太郎さんのときはどうだったかな。その前は、これは詳しい方がいらっしゃるとは思いますが、公民館の職員が配置されておったという時期があると思えますが、やっぱり民間の地域の皆さんの協力を得てやるというのは、私はやっぱり今のところは一生懸命頑張っているというふうには思います。

+

ただ、図書館等については、この県内を見せていただいても、長井の場合には、夏は6時、夕方ですよ。それ以外は5時なんですね。ところが、尾花沢は7時までやっている。東根は7時半までだと。上山も7時までやっているとか、いろいろと工夫をなさっている方、いらっしゃるんですよ。これはやっぱり住民の皆さんから言えば、もっと遅くまでやって、それから余り休みを、できれば年中無休みたいやってくれというようなところもあって、これはやっぱりこれから民間の皆さんの力を借りながら、NPOがいいのか、総合サービスがいいのか、やっぱり指定管理者制度というのも

ありますし、いろいろと検討していく必要があるのではないかとこのように思います。

今の郡役所等についても、やっぱりこれも検討課題だと思いますね。若い皆さんのNPOでやっていただけるなら、そちらもという声もありますし、いろいろと民間の皆さんの力を借りて、民間にできることは民間にお願いしながらやるというのが、これから大切なのではないかとこのように思っているところです。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 残念な答えなんですけど、民間の力を借りてやるというのは非常に大切だし、また民間もこういった活動に参加することも非常に大事なことなわけですが、しかし、あくまでもこの市が、公的なところが責任を持った図書館であり、公民館である、そういう施設である、公の施設であるというこの筋は忘れないようにして運営を図らなければ、やはりこのすきが出てしまえば、どういうことになるのかと、さまざまな問題が出てくるんじゃないかとこのように思うんですね。

そこで、今までいろんな形でやってきた公民館も図書館も、あるいはまた、現在民間の方にそれこそ頼んでいるわけですね。この文教の杜運営、果たしてあれがああいう形でいいのかどうか。そしてまた、今回新しく出た旧西置賜郡役所、この施設についての管理運営は一体どうなっているのかということすら、まだはっきりしていないというふうな中で、施設はスタートしているわけです。やはりこうした施設に対する方向性あるいはこの思想、そういうものがやっぱりどうしても必要でないかと。ましてやこの歴史のある、今申し上げました公民館や図書館についての開館時間の問題とか、住民の生活リズムに合わせたこの運営は非常に大事だと思うんですが、そして、このかた苦しいこれまでのやり方を踏襲するというようなことでなくて、この施設を本当に真に公の施設を市民のために

使ってもらおうというふうな立場で、今後も委託の問題、あるいはまた直営の問題、こういうことも考えていかなければいけないのではないかとこのように思うんです。

特に最近、話は飛ぶんですが、幼稚園、保育園の一元化などということも出たり、あるいはまたさまざま民間に任せるとこのようにことから生ずるさまざまなひずみ、これが運営や市民の文化活動あるいはさまざまな活動に影響を与えるというふうなことではあってはならないし、それにつけてもしっかりしたこの市でも基本方針を持つ必要がどうしてもあるというふうに思っていて、その場その場の対応でその施設が変わったり、運営が変わったりということでは、それを利用する市民にとっては大変な迷惑であり、施設そのものも機能なくなるというふうなことになろうかと思っておりますので、そういったことの起こらないように、ぜひ改善をしながらやっていただきたいもんだというふうに要望いたします。私の質問を終わりにしたいと思います。

大沼 久委員長 次に、順位4番、議席番号7番、町田義昭委員。

7番 町田義昭委員 通告に従って質問をさせていただきたいと思っております。適切な答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

2時半でありますので、私の生活でいうと、血液さんが先ほどのざるそばの消化のために胃で働いておりまして、それを呼び戻すために今一生懸命やっているんですけども、頭の方が酸欠状態でございます。皆さんにはお聞き苦しい点、多々あると思っておりますが、ご容赦を願いたい、そのように思います。

3月議会が終わりまして、このたび16年度の初めての議会ということで、管理職の皆さんが変わったということもありましょし、いろいろな意味で新鮮な感じがするわけでございまして、とりわけ女性の方が1人ふえたというふうなこ

+